


# 令和6年度報酬改定について

# 令和6年度介護報酬改定の施行時期 について

---

● 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとなりました。

(厚生労働省老健局老人保健課 令和5年12月27日 事務連絡)

- ・ **6月施行**とするサービス  
居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション
- ・ **4月施行**とするサービス  
上記以外のサービス  **居宅介護支援・介護予防支援はこちら！！**

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告について

## ●厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36975.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html)

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

Google カスタム検索

検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

[ホーム](#) > [政策について](#) > [審議会・研究会等](#) > [社会保障審議会\(介護給付費分科会\)](#) > 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告

## 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告

- [PDF](#) [令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の概要 \[1021KB\]](#)
- [PDF](#) [令和6年度介護報酬改定に関する審議報告 \[1.8MB\]](#)

▶ 政策について

▶ 分野別の政策一覧

▶ 組織別の政策一覧

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号:47

## ● ①管理者の責務及び兼務範囲の明確化 【全サービス】

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号:54

## ● ①「書面掲示」規制の見直し 【全サービス】

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等（※）については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号:54

## ● ①「書面掲示」規制の見直し 【全サービス】

（続き）しなければならないこととする。

※ 事業所の運営規程の概要等の重要事項、居室及び食堂の広さ、届出事項、特別な食事の提供に係る情報（内容及び料金等）、移動用リフト使用時の留意事項等

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号:26

※以下、介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

## ●④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

【**全サービス**（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く。）】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、**基本報酬を減算**する。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：26

## ● ④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

その際、**一定の経過措置を設ける観点から、令和7年3月31日まで**の間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、**減算を適用しない**こととする。



# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：26

## ● ④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

なお、訪問系サービス、福祉用具貸与、**居宅介護支援**については、令和3年度介護報酬改定において感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備が義務付けられてから間もないこと及び非常災害に関する具体的計画の策定が求められていないことを踏まえ、**令和7年3月31日までの間、これらの計画の策定を行っていない場合であっても、減算を適用しない**こととする。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号:27

## ● ①高年齢者虐待防止の推進

【**全サービス**（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く。）】

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、**基本報酬を減算**する。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：27

## ● ①高齡者虐待防止の推進

その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。

また、施設におけるストレス対策を含む高齡者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齡者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齡者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号:27

## ● ②身体的拘束等の適正化の推進

【**全サービス**（施設系サービス、居住系サービス★を除く。）】  
身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。

ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、**基本報酬を減算**する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号:27

## ● ②身体的拘束等の適正化の推進

イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：49

## ● ⑭ 公正中立性の確保のための取組の見直し

### 【居宅介護支援】

事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の**努力義務とする**。

ア 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合  
イ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号:50

## ● ⑮ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（報酬）

### 【居宅介護支援】

居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しを行う。

ア 居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）の取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅰ）

（ⅱ）の取扱件数について、現行の「40 以上 60 未満」を「45 以上 60 未満」に改める。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号:50

## ● ⑮ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（報酬）

イ 居宅介護支援費（Ⅱ）の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅱ）（i）の取扱件数について、現行の「45 未満」を「**50 未満**」に改め、居宅介護支援費（Ⅱ）（ii）の取扱件数について、現行の「45 以上 60 未満」から「**50 以上 60 未満**」に改める。



# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号:50

## ● ⑮ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（報酬）

ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号:50

## ● ⑯ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（基準）

### 【居宅介護支援】

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、以下の見直しを行う。

ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が 44 又はその端数を増すごとに1 とする。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号:50

## ● ⑯ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数（基準）

イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数が **49 又はその端数を増すごとに 1** とする。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：13

## ● ①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し

### 【居宅介護支援】

居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について以下の見直しを行う。

ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：13

## ● ①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し

イ （主任）介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。

ウ 事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、**運営基準減算に係る要件を削除**する。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：13

## ● ①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し

工 介護支援専門員が取り扱う一人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直し（3.（3）⑮）を踏まえた対応を行う。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：13～14

## ● ②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

### 【介護予防支援】

令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。

ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：13～14

## ● ②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。

い 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。



# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：13～14

## ● ②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：13～14

## ● ②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：14

## ● ③他のサービス事業所との連携によるモニタリング

### 【居宅介護支援、介護予防支援】

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。

ア 利用者の同意を得ること。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：14

## ● ③他のサービス事業所との連携によるモニタリング

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- i 利用者の状態が安定していること。
- ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
- iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：14

## ● ③他のサービス事業所との連携によるモニタリング

ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：18

## ● ⑩入院時情報連携加算の見直し 【居宅介護支援】

入院時情報連携加算について、入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、現行入院後3日以内又は入院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、**入院当日中又は入院後3日以内に情報提供した場合に評価するよう見直しを行う**。その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定を行う。

# 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（一部抜粋）

掲載ページ番号：19

## ● ⑪ 通院時情報連携加算の見直し 【居宅介護支援】

通院時情報連携加算について、利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合を同加算の対象とする見直しを行う。

# 令和6年度介護報酬改定について

---

- 引き続き、令和6年度介護報酬改定に向けた省令・告示等が国より通知されましたら、**随時お知らせさせていただきます。**
- 事業者のみなさまにおかれましても、通知については**必ず内容を確認していただき、令和6年4月からの適切なサービス提供に努めていただきますよう**ご協力お願いいたします